

三条市スポーツ推進委員協議会 会費に関する施行細則

(目的)

第1条 本細則は、三条市スポーツ推進委員協議会の会費に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費額)

第2条 規約第16条(1)に基づく会費の額は、委員1人当たり年額3,000円とする。

(任期途中に追加委嘱された委員の会費額)

第3条 委員任期の途中で追加委嘱された場合の会費は、次のとおりとする。

- (1) 4月から7月までの委嘱 3,000円
- (2) 8月から11月までの委嘱 2,000円
- (3) 12月から翌年3月までの委嘱 1,000円

(会費の非精算)

第4条 納入済みの会費は、精算しない。

(後任委員の会費充当)

第5条 任期の途中で辞職したスポーツ推進委員の後任として委嘱されたスポーツ推進委員は、第3条の規定に関わらず、前任の委員の会費を充当する。

附 則

この施行細則は、令和7年4月10日より施行する。